よくある質問一覧（防犯カメラ設置補助金）

補助金の申請について

1　今から防犯カメラを設置しようと考えています。補助金の対象になるよう設置したいのですが、よくわかりません。窓口で相談することはできますか。

生活安全課窓口で相談を受け付けています。

設置する防犯カメラが決まっている場合は、相談する際に、防犯カメラに関する資料（カタログ、仕様書など）を持ってきていただけるとスムーズにお話しできます。

2　大野城市に住む親の家に防犯カメラを設置したいが、子どもである自分が申請できますか。

代理申請することができます。

その場合は申請者となる親と代理申請者となる子の身分証明書の写しを資料として提出してください。

3　大野城市に家はありますが、住民票は別の市に置いています。補助金を申請できますか。

申請できません。住民票を移せないやむを得ない事情がある場合は、生活安全課に相談してください。

4　申請の締切はありますか。

締切はありません。

5　我が家は二世帯住宅です。息子世帯は既にこの補助金の交付を受けています。親世帯である我が家は申請できますか。

二世帯住宅の場合、各世帯専用の玄関がある場合に限り、各世帯が1回ずつ申請することができます。

6　賃貸の一軒家ですが、補助金の対象になりますか。

建物所有者の承諾を得ている場合は、補助金の対象になります。

申請する際は、建物所有者の承諾書を提出してください。

7　共有住宅（アパート、マンション、団地）に住んでいる。防犯カメラを設置したいが、補助金の対象になるか。

共有部分（廊下、エレベーター前、専用庭など）に設置する防犯カメラは、対象になりません。

8　防犯カメラを2台購入しました。2台分の費用を対象経費として申請することはできますか？

はい、1 回の申請で複数台分の費用を対象経費として申請することは可能です。

ただし、注意点として申請は 1 戸につき 1 回限りとなっています。そのため、補助金の交付を受けた後に防犯カメラを追加で購入し、再度補助金を申請することはできません。この点をご留意ください。

9　以前、防犯カメラを設置してこの補助金をもらいました。今回、追加でもう一台防犯カメラを設置しようと思っています。また補助金を申請して良いですか。

申請できません。申請は 1 戸につき 1 回限りとなっています。そのため、補助金の交付を受けた後に防犯カメラを追加で購入し、再度補助金を申請することはできません。

10　所有者は死亡した親のままの自宅に防犯カメラを設置しました。補助金の申請はどうしたら良いでしょうか。

【相続登記の手続き中】

法務局から登記完了証を受領してから補助金の申請をしてください。申請の際は登記完了証の写しを提出してください。

【遺産分割協議中】

法定相続人がわかる戸籍（死亡した親の出生から死亡までの戸籍）の写しと、法定相続人全員の同意書を提出してください。

撮影範囲について

1　防犯カメラの撮影範囲に他の人の所有地が入るのですが、どうしても同意を得ることができません。

【人が住んでいて同意が得られない場合】

他の人の所有地が入らないように、撮影範囲を調整してください。

【空き家・空き地で連絡が取れない場合】

撮影範囲を申請者の敷地内に調整してください。ただし、犯罪抑止のため、どうしても撮影範囲に空き家・空き地が入る場合は、申請する前に生活安全課に相談してください。

防犯カメラについて

1　「夜間撮影できるか」や「72 時間以上継続して録画できるか」といった性能はどこで確認できますか。

ホームページやカタログの、防犯カメラの仕様に関するページを確認してください。

2　おすすめの防犯カメラや業者は教えてもらえますか。

教えることはできません。

3　アウトレット商品は、未使用品として補助対象になりますか。

補助対象になります。

4　オークションやフリマアプリ（サイト）からの購入は対象となりますか。

機能の保証ができないため、補助対象になりません。

5　ネット通販で購入した防犯カメラは対象となりますか。

新品の場合、補助対象となります。

申請書類について

1　申請書類に間違って書いてしまいました。訂正印は必要ですか？

【請求書】訂正印を押してください。

【その他の書類】手書きの場合、訂正印は不要です。

パソコンで入力している場合は、訂正印を押してください。